

貸 借 対 照 表

(平成15年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	の 部	負 債 の 部	の 部
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,346	流 動 負 債	28,040
現金及び預金	1,853	支払手形	3,252
受取手形	4,132	買掛金	5,082
売掛金	6,250	短期借入金	17,749
建設機材	11,011	未払法人税等	19
商 品	118	未払費用	1,161
材料及び貯蔵品	4	未成工事受入金	374
未成工事支出金	402	その他の流動負債	401
前払費用	10		
短期貸付金	9		
その他の流動資産	33		
貸倒引当金	479		
固 定 資 産	11,380	固 定 負 債	1,359
有 形 固 定 資 産	10,048	退職給付引当金	298
建 物	1,033	再評価に係る繰延税金負債	999
構 築 物	223	その他の固定負債	62
機 械 装 置	452		
車 輜 運 搬 具	2	負 債 合 計	29,400
工 具 器 具 備 品	36		
土 地	8,299		
無 形 固 定 資 産	46	資 本 の 部	
電 話 加 入 権	24	資 本 金	2,651
ソ フ ト ウ ェ ア	21	資 本 剰 余 金	919
		資 本 準 備 金	662
		そ の 他 資 本 剰 余 金	256
投 資 等	1,285	資 本 準 備 金 減 少 差 益	256
投 資 有 価 証 券	460		
子 会 社 株 式	173	利 益 剰 余 金	482
保 証 金	390	当 期 未 処 分 利 益	482
長 期 貸 付 金	31	(うち当期利益)	482
破産・更生・再生債権等	1,067		
長 期 前 払 費 用	15	土 地 再 評 価 差 額 金	1,455
会 員 権	411		
そ の 他 の 投 資	67	株 式 等 評 価 差 額 金	131
貸 倒 引 当 金	1,333		
		自 己 株 式	50
		資 本 合 計	5,326
資 産 合 計	34,727	負 債 及 び 資 本 合 計	34,727

損益計算書

平成14年4月1日

平成15年3月31日

(単位：百万円)

科	目	内 訳	金 額
経常損益の部	営業収益		22,169
	売上高	22,169	
	営業費用		21,239
	売上原価	18,847	
	販売費及び一般管理費	2,392	
	営業利益		929
	営業外収益		91
	受取利息及び受取配当金	29	
	その他の営業外収益	62	
	営業外費用		308
	支払利息	264	
	その他の営業外費用	44	
	経常利益		712
	特別利益		98
固定資産売却益	1		
投資有価証券売却益	1		
貸倒引当金戻入益	95		
特別損失		308	
固定資産処分損	9		
投資有価証券売却損	7		
投資有価証券評価損	122		
ゴルフ会員権評価損	139		
役員退職慰労金	29		
税引前当期利益		502	
法人税、住民税及び事業税		19	
当期利益		482	
前期繰越利益		-	
当期末処分利益		482	

損益計算書注記

- (注1) 子会社への売上高 10 百万円
 (注2) 子会社からの仕入高 301 百万円
 (注3) 子会社との営業取引以外の取引高 10 百万円
 (注4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表注記

- (注 1) 有形固定資産減価償却累計額 5,520 百万円
- (注 2) 子会社に対する短期金銭債権 5 百万円
- (注 3) 子会社に対する長期金銭債権 1 百万円
- (注 4) 子会社に対する短期金銭債務 63 百万円
- (注 5) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- (再評価の方法)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定する為に国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。
- | | |
|--|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における
時価の合計額が再評価後の帳簿価額
の合計額を下回る金額 | 1,075 百万円 |
- (注 6) 担保提供資産 6,820 百万円
- (注 7) 主な外貨建資産・負債
- | | |
|--------|------------------------|
| 未収収益 | 12 百万円 (4,562 千BAHT) |
| 投資有価証券 | 47 百万円 (9,800 千BAHT) |
| 会員権 | 25 百万円 (300 千S\$他) |
- (注 8) 保証債務 903 百万円
(うち再保証を受けている金額) (333 百万円)
- (注 9) 手形債権信託契約に基づく手形譲渡高 672 百万円
- (注 10) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。
- (注 11) 1株当たり当期利益 13 円 91 銭
(会計方針の変更)
当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
なお、当期において、従来と同様の方法によった場合の1株当たり当期利益は以下のとおりであります。
1株当たり当期利益 14 円 13 銭
- (注 12) 土地再評価差額金1,455百万円は、土地の再評価に関する法律第7条の2第1項の規定により、配当に充当することが制限されております。
- (注 13) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、材料及び貯蔵品 …………… 総平均法による原価法によっております。

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法によっております。

4. 建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額によっております。

5. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用 …………… 定額法によっております。

6. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(619百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各期における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。

7．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 借入金金利

(3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度等を定めた社内管理規定に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎に判断しております。

9．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

自己株式及び法定準備金取崩等に関する会計基準

当期より「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

なお、当期における貸借対照表の資本の部については、平成15年改正前商法施行規則(平成14年3月29日法務省令第22号)により作成しております。